

交企発第492号
交指発第489号
交規発第221号
交免発第221号
平成12年12月27日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県道路交通法施行規則の運用及び解釈について（例規通達）

岐阜県道路交通法施行規則（昭和35年岐阜県公安委員会規則第13号）の運用及び解釈については、別添のとおりであり、平成12年12月27日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、岐阜県道路交通法施行規則の一部改正に伴う運用について（昭和54年3月31日付け交企発第80号、交指発第115号、交規発第91号、交免発第94号）、岐阜県道路交通法施行規則の一部改正に伴う運用について（昭和62年4月1日付け交企発第121号、交指発第122号、交規発第126号）、岐阜県道路交通法施行規則の一部改正に伴う運用について（平成3年3月5日付け交規発第60号、交企発第69号、交指発第92号）及び岐阜県道路交通法施行規則第12条第1項第2号の「すべり止めの措置」の運用について（平成6年1月12日付け交企発第17号、交指発第26号）は廃止する。

凡 例

「法」	道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）
「令」	道路交通法施行令（昭和 3 5 年政令第 2 7 0 号）
「施行規則」	道路交通法施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号）
「県公委規則」	岐阜県道路交通法施行規則（昭和 3 5 年岐阜県公安委員会規則第 1 3 号）
「保安基準」	道路運送車両の保安基準（昭和 2 6 年運輸省令第 6 7 号）
「公安委員会」	岐阜県公安委員会

岐阜県道路交通法施行規則の運用及び解釈

内 容			運 用 ・ 解 釈
条	項	号	
道路標識等による交通の規制の適用除外			<p>交通規制の対象から除く車両については、原則として、公共機関・団体の使用するもので、その使用形態、目的等からあらかじめ時間、場所の特定ができないため、署長の許可に対応させることが困難なもの又は緊急性を有し規制に従っていても目的が達成できないものを交通規制の種別ごとに定めた。</p> <p>これは、法第4条第1項の規定により公安委員会が道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）によって行う交通規制についてその適用を除外するものであり、法によって禁止又は制限しているいわゆる法定規制まで効果が及ぶものではない。</p>
5の2			
通行禁止の規制の除外車両			<p>イに定める自動車とは、令第13条第1項各号に掲げる自動車として公安委員会が指定したもの又は公安委員会に届出されたもので、消防用自動車、救急用自動車等が法第39条第1項にいう緊急自動車として運転中の場合のほか、当該業務目的のために使用している場合をいう。</p> <p>したがって、消防用自動車が消火栓の点検や防災広報に従事している場合、警察のパトカーが警察活動に従事している場合等が該当し、単に緊急自動車の修理のために運行する場合などは含まれない。</p> <p>ロに定める車両は、災害対策基本法に規定する災害応急対策のため現に使用中の車両をいう。</p> <p>ハに定める車両は、バキュームカー、ゴミ収集車等で、市町村又は市町村から委託を受けた者が、公共の目的で、一般廃棄物の収集、運搬のために使用中のものをいい、事業主等の個人的な収集、運搬は含まれない。</p> <p>ホに定める車両は、公職選挙法の規定に従い、所定の表示をしている選挙運動用自動車、確認団体が政治活動のために使用する自動車等をいう。</p> <p>ヘに定める車両は、例えば、急病人を搬送している車両又は病院等へ血清、医療用酸素等を緊急に輸送している車両若しくは緊急に医師を迎えるために使用中の車両をいう。</p>
5の2	1	2	

トに定める車両は、緊急車両の指定は受けていないが犯罪捜査や交通の取締りなど警察の責務の遂行のため警察職員が使用中の車両（令第13条第1項第1号の7に該当する車両を含む。）及び当該目的のために誘導されている車両をいう。例えば、交通取締りに使用中の原動機付自転車、犯罪捜査のために使用中のレンタカー等及び警察の責務の遂行のため警察職員に誘導されている車両がこれに当たり、単に人や荷物を搬送する目的で使用中の車両や修理等のために運行する場合などは該当しない。

チに定める車両は、イからトに掲げる車両と異なり、車両の形状、塗色等から特定はできないが、車両の前面に通行・駐車禁止除外指定車の標章を掲出しているものをいう。

(イ)の車両は、緊急自動車の指定は受けていないが、令第13条第1項各号（トに該当するものを除く。）に掲げる業務の遂行上、通行、駐車禁止の除外を必要とするものをいい、電気、ガス等の公共事業の応急業務等に使用するものをいう。

(ロ)の車両は、公安委員会、道路管理者等が、信号機、道路標識等の設置又は維持管理のため使用するものをいう。

(ハ)の車両は、医師免許を有する者の使用するものをいう。「緊急の往診」とは、これが遅延することにより、生命又は身体に重大な悪影響を及ぼすことが客観的に認められる場合をいい、歯科医師、獣医師、助産師、保健師、マッサージ師、指圧師、柔道整復師、はり師、きゅう師等の使用する車両は含まない。

(ニ)の車両は、日刊新聞社、報道通信社又はラジオ、テレビ放送局等の報道機関が、現に、緊急取材活動として使用しているものをいい、業界新聞、機関紙等の場合は含まない。

(ホ)の車両は、現場で放置車両の確認及び標章を取り付ける駐車監視員等のほか、その取付けのためトラブルとなりその対応に赴く統括責任者の車両を含む。

(ヘ)の車両は、通常郵便物の集配又は電報の配達のみ使用中

	<p>の車両であって小包等の集配と兼ねている車両は含まない。</p>		
	<p>(フ)の車両は、知事又は市町村長と歯科医師会長とが、「在宅寝たきり患者歯科訪問診療」のため委託（委嘱）契約を締結し、歯科医師会が特定の歯科医師を指定し、当該歯科医師が往診に使用する車両も含む。</p>		
<p>最高速度の規制の除外車両</p>	<p>最高速度の規制から除外する車両は、緊急自動車は緊急用務のため令第14条の要件（赤色の警光灯をつけ、サイレンを吹鳴）を満たして運転中のものをいう。これは、速度違反をして走行している車両等を取り締まる場合の緊急自動車については、法第41条第2項により、法第22条に定める最高速度の規定は適用されないことになっているが、それ以外の緊急自動車については公安委員会の指定した速度の適用を除外する特例がないため、あらかじめ公安委員会が指定する最高速度の対象から除外することとしたものである。</p>		
<p>5の2</p>	<p>1</p>	<p>3</p>	
<p>停車及び駐車禁止の規制の除外車両</p>	<p>本号に定める車両は、令第13条第1項各号の緊急自動車（公安委員会が緊急自動車として指定し、又は公安委員会が緊急自動車として届出を受理した自動車）をいい、当該用務に従事し、赤色の警光灯をつけている場合に限り除外されるものである。</p> <p>なお、ここにいう停車及び駐車禁止は、公安委員会が規制したものをいい、法第44条に定める禁止場所では適用されない。</p>		
<p>5の2</p>	<p>1</p>	<p>4</p>	
<p>駐車禁止の規制及び時間制限駐車区間の規制の除外車両</p>	<p>イに定める車両は、第1号に掲げる通行禁止の除外車両をいい、この規定により、これらの車両は通行禁止のみでなく駐車禁止も適用除外となる。</p>		
<p>5の2</p>	<p>1</p>	<p>5</p>	<p>ロに定める車両は、令第13条第1項第1号又は第1号の3に規定する消防用自動車以外の消防用務に使用中のものをいう。</p> <p>例えば、出火に際し消火ポンプを運搬するため臨時に使用中の貨物自動車、あるいはホースを運搬する原動機付自転車等がこれに当たる。</p>
	<p>ハに定める車両は、イに定める車両以外で職務質問や交通取締り等で警察官が使用中のもの及びその目的のために、駐車禁止場所に停止させられているものをいう。</p> <p>警察官が使用する車両とは、例えば、交通取締りに使用中の原動機付自転車等がこれに当たる。また、警察官に停止させられて</p>		

いる車両には、法に適用除外規定がないので、警察官に停止を求められている間、当該車両を駐車禁止の対象からあらかじめ除外し、適法に駐車させておくことができる。

ニに定める車両は、駐車禁止除外指定車の標章の交付を受けた者が、当該標章を車両に掲出し、規定された用務に使用する場合に、駐車禁止の規制の対象から除外されているものをいう。

(イ)に定める車両は、県、市町村又は県、市町村から委託を受けた者が使用するものをいう。

これは、いわゆる公害測定車はもちろん、測定のため機械を備え又は運搬するなど、測定車と一体となって監視、試験又は検査を行うための車両である。

(ロ)に定める車両は、河川管理者が堤防の維持管理のために使用する車両で、例えば、水位及び堤防補強箇所の調整等に使用するものをいう。

したがって、駐車禁止の適用除外を受けるのは、いわゆる堤防道路上及びこれに準ずる道路に駐車する場合に限られる。

ホに定める車両は、駐車禁止除外指定車（身体障害者等使用車）の標章の交付を受け、これを掲出して身体障害者等が使用しているものをいう。

駐車禁止除外指定車（身体障害者等使用車）の標章は、身体障害者等の自動車利用の便宜を図るため全国的に統一されており、他の都道府県公安委員会が交付した駐車禁止除外指定車（身体障害者等使用車）の標章を掲出している車両も、本条に定める指定車とする。

ヘに定める車両は、駐車禁止除外指定車（紫外線要保護者使用車両）の標章の交付を受け、昼間（日の出から日没までの間）に、これを掲出して色素性乾皮症患者が使用しているものをいう。

他の都道府県公安委員会が指定した車両に当該公安委員会の交付した駐車禁止除外指定車（紫外線要保護者使用車両）の標章を掲出している車両についても、本条に定める指定車とする。

指定等の申請等

5の3

1

指定申請については、前条第2号ト(ハ)の車両（緊急往診のため使用する車両）は岐阜県医師会を、同号ト(ニ)の車両（緊急取材に使用する車両）は警察記者クラブを、前条第5号ホの車両のうち身体障害者の使用する車両は身体障害者に係る団体を、傷い

			<p>軍人の使用する車両は傷い軍人に係る団体を、知的障害者の使用する車両は知的障害者に係る団体を、精神障害者の使用する車両は精神障害者に係る団体を通じて、一括して行うことができる。</p> <p>なお、二輪車については標章の掲出ができないので携帯させることとする。</p>
5の3	2	1	<p>ハについては、委託契約書・必要な装備を有する車両である場合は、その部分を撮影した写真等をいう。</p>
5の3	2	2	<p>ハについては、県内に居住していることが手帳等で判明しない場合は、免許証等住所地がわかるものをいう。</p>
通行許可の事情			<p>この規定は、「車両通行禁止の除外」の許可の事情を明確にして、許可判断の統一を図っており、ここにいう通行許可の対象となる通行禁止には、歩行者用道路が含まれる。</p> <p>しかし、一方通行及び指定方向外進行禁止は、原則として許可しないこと。</p> <p>なお、冠婚葬祭その他一時的なものについては、必要な日・時間を限定して許可し、当該通行禁止道路を恒常的に通行しなければならない理由のある場合の許可の期間は、最長3年とする。</p> <p>ただし、1年ごとに許可を見直す必要がある場合は、許可の期間は1年とする。</p>
5の4	1		
5の4	1	2	<p>本号に定めるものには、新聞配達、牛乳類の配達、食糧品の配達、クリーニング業者の集配などが該当する。</p>
5の4	1	3	<p>本号に定めるものには、引越し、伝統的行事等がこれに当たるが、社会通念により判断されることとなる。</p>
5の4	1	4	<p>本号に定めるものには、電気、水道又はガスの検針、集金等の業務上の必要があって当該道路を通行しなければならない場合、当該道路における道路使用の許可を受けた車両が出入りする場合等が該当する。</p>
警察署長の駐車の許可			<p>本号に定めるものは申請用務を疎明する書面・貨物の内容・形状を示す書類等をいう。</p>
5の5	4	3	
5の5	5		<p>許可に係る日時の範囲内においても、「当該用務を実施するために必要な時間を超えて駐車しないこと」等の条件を付すなど用務の終了後においても引き続き当該車両が駐車することのないよ</p>

			うにすること。
5の5	6		<p>○ 日時場所及び用務の特定された駐車許可の申請であって、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の場所に連続的に駐車することとなるもの ・特定の場所に反復継続して駐車することとなるもの <p>については、申請手続きが煩瑣となることを避けるため包括して一件の申請・許可とすることができる。</p> <p>また、その場合の許可の期間は最大6ヶ月とする。</p> <p>○ 審査の迅速化及び許可手続きの合理化を図るため、事前に管内の駐車規制・路外駐車場の設置状況及び道路環境等を把握しておくこと。</p> <p>○ 引越しで申請者が遠隔地に所在する場合等は、事前相談の受付等により、審査の迅速化を図るように配慮すること。</p>
軽車両の灯火			<p>軽車両（そり及び牛馬を除く。）が日没から日の出までの間において、道路を通行する場合（トンネル等で視界が50メートル以下の暗い場所を通行する時を含む。）につけなければならない前照燈及び尾燈について規定したものである。</p>
8			
8	1	1	<p>軽車両の中には、車両に前照燈を備え付けることができないものもあるので、これらにあっては車両を引いていく者が車両の前部において携行すればよいことになる。</p>
8	1	2	<p>尾燈については、自動車が夜間後方100メートルの距離から前照燈で照射した場合において、その反射光を反射位置から確認できる反射器材を備えればこれをつける必要はなく、ほとんどの軽車両がこれによって尾燈の代用をするものと考えられるが、この反射器材の大きさ、形については現行の制限が削除されたことから、備え付ける箇所の形態等に応じて最も適するものであればよいこととなる。</p>
軽車両の乗車制限			<p>軽車両の乗車制限については、現在の交通実態に適合するよう、「二輪又は三輪の自転車」と「二輪又は三輪の自転車以外の軽車両」に区分している。</p>
10			
10	1	1	<p>イについては、すべての道路において運転者以外の者を乗車させてはならないことを原則とし、6つの例外規定を定めている。</p>
			<p>(イ)(ロ)の幼児の乗車については、幼児用座席に6才未満の幼児1人を乗車させる場合又は4才未満の幼児1人をひも等で背負っている場合を適用除外としたが、これは、いずれかの方法に</p>

			<p>限られるもので、同時に2人以上の幼児を乗車させることはできない。</p> <p>(ハ)の幼児の乗車については、16歳以上の運転者が幼児2人を幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させる場合は、4歳未満の者を背負う等その他の者を当該車両に乗車させることはできない。</p> <p>「運転者のための乗車装置」とは、ハンドル、ブレーキ等の運転上の必要な装置のすべてを確実に操作することができる動力供給源を兼ねた運転席をいう。</p> <p>(ホ)については、いわゆるタンデム自転車のように複数の乗車装置を備えた自転車に2人以上が乗車する場合は、自転車専用道路以外の道路を通行することができない。</p> <p>「乗車装置」とは、腰掛け、足掛け及び手掛けがあつて、かつ、自転車に固定され、運転中車両が振動しても安全に乗車できる装置をいう。</p> <p>ロの「二輪又は三輪の自転車以外の軽車両」とは、人力車、四輪の自転車、リヤカー、牛馬車等がこれに当たる。</p>
運転者の遵守事項			<p>本号は、自転車運転中に携帯電話用装置を手で保持して通話し、若しくは操作し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視することを禁止するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「携帯電話用装置」とは、携帯電話をいい、無線通話装置を含まない。 ○ 「手で保持して」とは、携帯電話用装置を通話し、若しくは操作するため手に持つ行為をいう。 ○ 「通話し、若しくは操作し」とは、音声や文字等による情報伝達を目的とする行為であり、具体的にはこうした目的で、通話ボタン、番号ボタン等を押すなどの操作を行うことや送受信機能を用いることである。 ○ 「画像表示用装置」とは、液晶等により画像を表示するための装置一般を意味しており、携帯電話、PDA、携帯型音楽プレーヤー等の液晶画面がこれにあたる。 ○ 「表示された画像を注視」とは、携帯電話用装置、又は画像表示装置に表示された画像情報を見続ける行為をいう。
1 2	1	2	
			<p>本号は、視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で、大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を運転することを禁止するものである。</p>
1 2	1	3	

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「傘を差し、物をおかつぎ、物を手に持つ」とは、視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法による運転の例示であり、視野を妨げ、又は安定した運転操作に支障をきたすおそれのある場合であれば、どのような行為であっても本号の禁止の対象となる。 ○ 「物」とは、限定されたものでなく、買い物袋、出前用の箱などを含む。 ○ 「視野を妨げ」とは、安全運転に必要な視野を妨げることをいう。 ○ 「安定を失うおそれのある方法」とは、ハンドル、ブレーキ等の運転上の必要な装置のすべてを確実に操作することができない状態をいう。 ○ 「自転車」とは、道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車（普通自転車以外の自転車を含む。）をいう。 			
<p>運転者の遵守事項</p>	<p>「すべり止め措置を講じたもの」として認められるもの</p>			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">1 2</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">4</td> </tr> </table>	1 2	1	4	<ul style="list-style-type: none"> ① タイヤチェーン又は非金属製タイヤすべり止め装置の駆動輪への装着。ただし、四輪駆動車、大型車両等で二軸以上の駆動軸を有する車両にあっては、主たる駆動軸全輪への装着とする。 ② スパイク付きスノータイヤ又はスタッドレスタイヤの全輪装着。ただし、タイヤトレッドの突出部が摩耗し、プラットホームが露出しているものを除く。 ③ スノータイヤの全輪装着。ただし、凍結道路の場合及びタイヤトレッドの突出部が摩耗し、プラットホームが露出しているものを除く。
1 2	1	4		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">1 2</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">6</td> </tr> </table>	1 2	1	6	<p>下駄、サンダルは、運転者の足に対して固着性を欠き脱げやすいため、履き物の離脱に注意を奪われたり、ブレーキペダルの操作に過誤を生ずるおそれがある。</p> <p>「その他運転に支障を及ぼすおそれがある履き物」とは、下駄、サンダルと同様に、足に対して固着性を欠き、運転の過程において離脱などの不安な状態を作り出すおそれのある履き物のほか、かかとの高い履き物やいわゆる厚底の靴など、緊急時の措置について運転操作の妨げとなるものも含む。</p>
1 2	1	6		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">1 2</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">7</td> </tr> </table>	1 2	1	7	<p>身元の特定を不可能にし、自己の正体を隠す目的でナンバーの隠ぺいや取り外しを行う者については、道路運送車両法（昭和2</p>
1 2	1	7		

	<p>6年法律第185号。以下「車両法」という。)第19条(自動車登録番号標の表示義務)違反となるが、車両法に規定する「原動機付自転車」(法に規定する普通自動二輪車のうち総排気量125cc以下の二輪車及び原動機付自転車(以下「原動機付自転車等」という。))については、表示規定がなく違反とならない状況にあったことから、県公委規則で規定したものである。</p> <p>原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号は、運行状態で見やすいように表示していなければならない、折り曲げたり、テープ等を貼付する隠ぺい行為は、本号違反となる。</p>		
12	1	8	<p>本号は、安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車両を運転することを禁止するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「カーラジオ等を聞き」とは、カーラジオ、カーステレオ、カーテレビ、携帯ラジオ・テレビ等により、音楽、音声その他の音響を聞くことをいう。 ○ 「イヤホン等を使用してラジオを聞く等」とは、イヤホン、ヘッドホンを使用してラジオ等の音楽、音声その他の音響を聞くことをいう。 ○ 「安全な運転に必要な交通に関する音又は声」とは、緊急自動車のサイレン又は鐘、警察官等の警笛、警察官の指示・呼び声、自動車及び列車の警笛等をいう。 ○ 車両運転時のイヤホン又はヘッドホンの使用そのものを禁止するものでなく、安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車両を運転することを禁止するものである。また、防寒のために使用する「耳当て等」は、安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえる状態のものであれば本号による禁止の対象とならない。 ○ 車両の運転者が難聴者で補聴器を使用している場合、又は警察官等公共目的を遂行する者がイヤホン等を使用して指令を受信する場合は本号による禁止の対象とならない。 ○ 「車両」とは、道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。
12	1	9	<p>緊急自動車以外の自動車が、緊急自動車の警光灯と紛らわしい灯火を点灯し、又はサイレン音若しくはこれと類似する音を発しながら走行する行為は、一般通行車両等に緊急自動車としての誤認を生ぜしめ、避譲、停止等本来義務のない行為を強いる等他の交通に無用の危険や迷惑を及ぼしている実態にあることを踏まえ、これらの行為をしてはならないこととした。</p>

「赤色灯の点灯」については、その赤色灯が自動車に固着されている場合と着脱できるものがあり、その取扱いが異なる。

○ 固着式のもの

保安基準第42条（灯光の色等の制限）の規定により備えてはならない灯火とされており、これを点灯して走行した場合には、「保安基準に適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両の運転」に当たり、法第62条（整備不良車両の運転の禁止）違反となる。

ここにいう「固着」とは、容易に着脱できないものをいい、蝶ネジなど器具を用いずに取り外せるものは固着に当たらない。

○ 着脱式のもの

本号違反となる。

ここにいう「着脱式」とはマグネットによるものや蝶ネジによるものはもちろん、手に持って窓の外（車外）へ出している場合も含まれる。

「サイレン音若しくはこれに類似する音を発する行為」については、すべて本号違反となるが、この場合は次の点に留意すること。

○ 「サイレン音を発する」とは、サイレンそのものを鳴らすことはもちろん、その音をテープに録音してこれを再生拡声することも含まれる。

○ 「これと類似する音」とは、現在、国内で用いられているサイレン音に似通った音のほか、外国の緊急自動車が用いている音色のサイレン音もこれに該当する。

しかし、ミュージック・ホーン、鐘、単なるクラクションの音は「これと類似する音」には含まれない。

○ 「運転するとき」とは、運転走行中はもとより一連の運転過程の中にある停車及び駐車時も含むものであるが、長時間駐車の場合には一連の運転過程の中に含まれない状態にあることから、この場合は県公委規則の適用はない。

○ 違反の主体は運転者であるが、運転者以外の同乗者がサイレンを鳴らした場合等においても、運転者の支配下における違反として運転者自身の責任が問われることになる。

道路における禁止行為

本条は、法第76条の規定により定められたいわゆる絶対的禁止行為である。

1 3

1

2

「泥土、汚水、氷雪、ごみ等」とあるのは例示であって、およそ交通の危険を生じさせ又は交通の妨げとなるものはすべてこれに含まれる。

13	1	9	<p>みだりに発煙筒、爆竹等を道路において使用することによって、道路交通の危険又は妨害を生ぜしめるおそれのある行為を禁止したものである。</p> <p>「道路において」とは、道路を通行中の車両及び道路に停止中の車両はもちろん、歩行又はちょ立中の場合も含まれ、さらに路外から道路上に投げる場合も含まれると解される。したがって路外で用いた結果が、全く路上に及ばないものは含まれない。</p> <p>「みだりに使用する」とは、正当な理由がないのに使用することをいう。したがって、祭礼行事等によるものや、非常の場合に危険を知らせるために発煙筒を使用する場合等は、禁止の対象に含まれない。</p> <p>「その他これらに類するもの」とは、多量の煙を出す殺虫剤、威力の強い遊技用花火、手製の発煙・発火物等交通の危険又は妨害となるような煙、火災又は爆発音を発生させるものをいう。</p>
13	1	10	<p>交通ひんぱんな道路上から道路にまく場合は当然であるが、ビルの窓から道路にまく場合もこれに含む。</p> <p>なお、「ちらしの類」とは、特定しがたいが、まくことによって道路における交通の危険を生じさせ、又は交通の妨害となるおそれのあるものであればパンフレット、リーフレットの類は当然これに含まれるが、紙吹雪等はこれに含まれない。</p>
道路使用の許可			<p>「これらに類する行為」とは、テレビ中継、テレビ録画、芸能人のサイン会等を含む。</p>
14	1	2	
14	1	7	<p>「著しく人目をひく装飾」とは、例えば、花電車のように特別の装飾又は色彩を施したものの、車両に電光式（内照式）の広告器を取り付けたものなどがこれに当たり、車両に若干の色彩を施したものの又は単に商店名、商品名等を記載し若しくは若干の幕、広告板を取り付けた程度のものは含まれない。</p>

附 則（平成13年 9 月13日付け交企第1973号ほか）
この通達は、平成13年 9 月13日から適用する。

附 則（平成18年 5 月31日付け交企第707号ほか）
この通達は、平成18年 6 月 1 日から適用する。

附 則（平成18年 9 月12日付け交企第1407号ほか）
この通達は、平成18年 9 月12日から適用する。

附 則（平成18年12月26日付け交企第1393号ほか）
この通達は、平成19年1月1日から適用する。

附 則（平成19年8月21日付け交企第947号ほか）
この通達は、平成19年8月31日から適用する。

附 則（平成21年7月1日付け交企第789号ほか）
この通達は、平成21年7月1日から適用する。

附 則（平成24年11月29日付け交規第638号ほか）
この通達は、平成24年12月1日から適用する。

附 則（平成26年5月30日付け交規第459号ほか）
この通達は、平成26年6月1日から適用する。